

## 佐賀県告示第 70 号

家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 5 条第 1 項及び第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり監視伝染病検査又は注射を実施する。

令和 8 年 3 月 19 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

### 1 実施の目的

牛のヨーネ病、結核、ブルセラ症の清浄性の評価、アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、その他のアルボウイルス感染症（ブルータングウイルス、イバラキ病ウイルスによる感染症をいう。以下同じ。）の発生予察、牛の伝達性海綿状脳症の発生状況の監視及び豚熱の発生予防のため

### 2 実施する区域

県内全域（牛のヨーネ病の検査については、家畜保健衛生所長が指定した市町又は指定する区域）

### 3 実施の期日

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間（1 に掲げるもののうち、アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、その他のアルボウイルス感染症の発生予察のための検査については、6 月下旬、8 月中旬、9 月下旬及び 11 月中旬）において、家畜保健衛生所長が指定する日

### 4 検査の別、実施の対象となる家畜の種類及び範囲並びに検査の方法

検査の別	実施の対象となる家畜の種類及び範囲	検査の方法
ヨーネ病検査	乳用雌牛（生後 6 か月齢以上のもの）及び家畜保健衛生所長が必要と認めた牛	予備的抗体検出法、疫学的検査及び臨床検査
結核検査	輸入牛及び家畜保健衛生所長が必要と認めた牛	ツベルクリン検査及び臨床検査
ブルセラ症検査	輸入牛、種雄牛及び家畜保健衛生所長が必要と認めた牛	エライザ検査、剖検、病理組織検査、細菌検査及

		び臨床検査
アカバネ病検査	未越夏牛で家畜保健衛生所 長が必要と認めた牛	血清学的検査（中和試 験）及び抗原検査
チュウザン病検査	〃	〃
アイノウイルス感 染症検査	〃	〃
アルボウイルス感 染症（ブルータン グウイルス、イバ ラキ病ウイルスに よる感染症）検査	〃	抗原検査
伝達性海綿状脳症 （牛）	牛海綿状脳症に関する特定 家畜伝染病防疫指針（平成27 年4月1日）の対象となる牛	エライザ法、疫学的検査 及び臨床検査
豚熱	飼養している豚及びいのし しであって、家畜保健衛生所 長が必要と認めた豚等	豚熱ワクチンの皮下ま たは筋肉内注射

## 5 その他

実施の日程その他検査の詳細については、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長から検査の対象となる家畜の所有者又は管理者に通知する。